

集団健診の申し込みは 12月28日(木)までに!

申し込み
受け付け中

とき 令和6年2月2日(金)・3日(土)

※受け付け時間は8時30分～11時。

ところ リ・フレ



健診項目

▷健康診査・後期高齢者健康診査 ▷胃がん検診 ▷大腸がん検診 ▷肺がん検診 ▷肝炎ウイルス検診 ▷乳がん検診(マンモグラフィ1方向、マンモグラフィ2方向) ▷子宮頸がん検診 ▷骨粗しょう症検診

※70歳以上の人や市民税非課税世帯の人などは無料で受診できます。詳細は健康推進課に問い合わせてください。

持参するもの 健康保険証

※4月1日現在、40歳以上75歳未満で、健康診査を受診する人は、各医療保険者発行の受診券が必要。

申し込み期限 12月28日(木)

申し込み方法 集団健診予約専用コールセンター

(☎0120-489-422)または予約専用

WEBサイトから申し込んでください。



予約専用
WEBサイト

問い合わせ先 健康推進課

(リ・フレ内・☎47-1310)

今年度最後の集団健診です。

75歳以上の人でも集団健診の予約が可能です。

今年度まだ受診していない人は忘れずに申し込んでください。

償却資産の申告は 1月24日(水)までに

1月1日時点で、市内に償却資産を所有している人は、その資産について毎年申告する必要があります。

申告期限は令和6年1月31日(水)までですが、なるべく1月24日(水)までに税務課または上下支所に申告してください。土地や家屋に設置した太陽光発電設備も申告が必要な場合があります。対象など詳しくは問い合わせてください。

◎償却資産とは

個人または会社で事業を営んでいる人が所有し、その事業のために用いている機械、器具、備品などの資産のことです。

家屋を取り壊したら 届け出を忘れずに

12月末までに住宅や倉庫などの家屋を全部または一部取り壊し、まだ届け出をしていない人は、早急に電話などで連絡してください。

なお、滅失登記を行っている場合は、届け出の必要はありません。

滅失登記を行っていない場合、届け出をしないと、その家屋に対する固定資産税が引き続き課税されることがあります。

また、住宅を取り壊した場合、土地に対する固定資産税の税額が変わる場合があります。

申告・問い合わせ先 税務課 (☎43-7125)、上下支所地域づくり係 (☎62-2111)

広告募集中!!

広報ふちゅう 毎月1日15,850部発行
(令和5年12月1日現在)

企業・店舗のPRやイメージアップに
ぜひご活用ください。

広告の規格・掲載料(1ヵ月当たり)

1号広告(縦4.5cm横17.5cm)…30,000円

2号広告(縦4.5cm横8.7cm)…15,000円

※府中市ホームページのバナー広告との

同時掲載の場合は、合計の広告掲載料から

1ヵ月につき3,000円を減額します。

募集期限 各号の発行日の1ヵ月前まで

◎掲載には審査があります。

詳しくはホームページをご確認ください。



申し込み・問い合わせ先 政策企画課 (☎43-7194・✉koho-fuchu@city.fuchu.hiroshima.jp)